

議案第七号

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区長等の給料等に関する条例（昭和三十二年港区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二十五」を「百分の四十」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十五」に改める。

別表(一)中「一、二四六、〇〇〇円」を「一、二五三、〇〇〇円」に、「一、〇〇二、〇〇〇円」を「一、〇〇八、〇〇〇円」に改める。

第二条 港区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の四十、」を「百分の二十五、」に、「百分の百五十」を「百分の百六十五」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（第五条第二項の改正規定を除く。）による改正後の港区長等の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）は、平成二十七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の港区長等の給料等に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額等を改定するため、本案を提出いたします。